

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人中央学院は、教職員が仕事と子育てを両立することができ、全ての教職員にとって働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮することができるように努め、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年7月1日から令和12年3月31日まで

2. 内容

目標1：法改正された育児・介護休業法に沿った法人規程「学校法人中央学院就業規則」を改正し、待遇・労働条件に関する諸制度の再周知を行う

〈対策〉 1. 小学校3年生以下の子供を養育する対象者となる教職員の状況把握
2. 規程改正し学内周知を行う

目標2：採用時や継続勤務年数における男女差は大きくないが、育児休業又は育児目的休暇を取得した教職員では大きな男女差が生じている。（※1）

（※1）男性教職員の育児休業取得率0%（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

〈対策〉 1. 男性教職員に育児に伴う休暇の取得の障害となる理由等を調査する
2. ヒアリング等の調査の結果判明した事実をもとに、休暇等を取得しやすい職場を形成する

以上